

吹田市食育懇談会（平成 25 年 2 月 13 日開催）の概要

- 会長 それでは、お手元にお配りしております次第に従いまして、案件に入りたいと思います。最初に、案件 1「吹田市食育推進会議も名称及び設置要領の一部改正について」を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。
- 事務局 <資料に基づき説明>
- 会長 事務局の説明について、何か御質問や御意見はございますか。
- A 委員 会議名称ですが、「吹田市食育推進懇談会」ですか、それとも「吹田市食育懇談会」ですか。
- 事務局 「吹田市食育懇談会」でございます。
- B 委員 吹田市食育懇談会設置要領の内容について、協議についての決定権であるとか、議決に関することであるとか、旧要領で規定されていたことが削除されており、不明瞭かなと思うのですが、どのようにお考えですか。
- 会長 旧要領第 6 条で規定されていましたが「定足数や議決要件」の条項が、新要領ではありませんが、そのことについて事務局はどうお考えでしょうか。
- 事務局 定足数や議決要件については、市長の諮問に応じて会議で調査等をし、意見をまとめて答申をする場合等、会議体で議決をとる際に必要な規定であります。当会議は意見交換の場としてこれまでも運営しており、今後も同様に運営しますので、議決要件の規定は必要ないと考えております。
- C 委員 内容ではなく、重みの問題です。これまでは、過半数の出席がなければ会議を開くことはできないとされてきました。会議として軽くなったと思いますが、そう認識していいのですか。
- 事務局 定足数については、議決をする必要があれば定めなければいけないと認識しています。議決をする必要は、これまでもございませんでしたので、今回条項を削除しています。ただ、会議が軽くなったとは認識しておりませんし、皆さんからの意見は、本市食育推進事業に反映していきたいと思ひますし、団体の活動にも反映できるように意見交換をしていきたいと考えていますので、これまでと同じ重みであると認識しております。

- D委員 市民代表ということで、これまで4回出席させていただいているのですが、この場
で出された意見が、事業に活かされた例があれば教えていただきたい。
- 事務局 これまでの食育推進事業は、外部講師を招いての講座が中心でしたが、地域に根ざ
した取組をしていかないといけないというご意見をいただきましたので、今年度、
地域に直接出向く形で食育出前ミニ講座を実施させていただきました。
- 会長 新要領第1条にもありますように、意見交換を行うための懇談会と規定されていま
すが、今後、懇談会の場で事業内容を決定することはできるのでしょうか。
- 事務局 これまで通り、意見として頂戴して、反映できるものはしていきたいと考えていま
すので、これまでと運営形態は変わらないと考えています。
- 会長 様々な意見があって、それを一つにまとめたいという時には、会議の中で方針を決
定することはできるのですか。
- 事務局 市と各団体との意見交換のための懇談会ですので、いただいた意見のうち、事業に
反映できるものは反映していきたいと考えております。
- C委員 これまでの会議では、事業に全て「案」という字が入っていたのですが、これから
は決定する必要がないということですから、「案」という字は必要ないですね。市で
決定した事をご披露いただくだけですから。
- 事務局 市が決定する前に皆さまのご意見をいただく場がございますので、「案」という字は
入れていきたいと考えています。
- C委員 最終的に「案」をとるのはどこですか。
- 事務局 市でございます。市で最終的に決定させていただきます。
- 会長 庁内検討会議で「案」を作って、こちらの会議で提示するのはこれまでと同じです
ね。その「案」について意見を述べると理解していいのですね。
- 事務局 そのとおりでございます。これまでの会議運営と何ら変わらないと考えております。
庁内検討会議で検討した案を提示し、皆さまのご意見をいただきながら、最終的に
市で決定する流れになります。
- E委員 今回の場合、名称及び設置要領の一部改正ですよね。改正部分について、何がどう
改正されたかわからない。通常、旧の要領と新の要領を比べながら審議をしてくだ

さいということになるかと思えます。改正部分の内容について説明してください。

事務局 口頭ではございますが、改正部分についてご説明いたします。第1条（設置）については、旧要領では食育基本法第18条及び第33条の規定に基づき設置するときとしておりましたが、第33条では条例による設置を規定しており、本市はこれまでどおり、今後も要領により設置し、意見交換を主な会議内容としておりますので、新要領では意見交換のための会議体であると明確にわかるよう、内容を改正しております。また、第1条の改正により第2条（所掌事務）についても改正しております。その他につきましては、旧要領の第6条（会議）において規定されていましたが、「定足数及び議決要件」の条項を削除しております。

A委員 条例を制定して「吹田市食育推進会議」として残すのか、要領のまま「吹田市食育懇談会」に変更するのか、これまで内部で検討されたと思いますが、その経過を教えてください。

事務局 食育基本法第33条に基づく食育推進会議ということで、条例に基づく市の附属機関となりますと、諮問に対して答申をいただく、いわゆる決定機関という位置づけになります。これまでも、各団体からご意見をいただいて、最終的に市が決定するという形で、運営してきました。これからも、条例化するというわけではなく、色々な意見をいただく懇談会という位置づけで、これまでの運営形態、内容に合わせる形で検討させていただいた結果ということで、ご理解いただきたい。

会長 他市でも条例に基づいて設置しているところはほとんどないとお聞きしていますが、旧要領の第2条（所管事務）のところには、「吹田市食育推進計画の策定」とありますが、次期計画の策定については、ある程度市が「案」として策定したものをこの会議で提案し、意見交換をするということでのいいのですか。

事務局 現在の本市の食育推進計画については、計画期間が残り2年間ございますので、その間、国と府で策定している計画の内容を十分検討させていただき、本市が次期計画を作るかどうかも含めて検討していきたいと思っておりますし、検討した結果につきましては、ご報告させていただき、ご意見をいただきたいと考えています。

会長 これまでの事務局の説明を集約しますと、懇談会になっても会議の性質は基本的には変わらないが、これまでは、法律に抵触するかもしれない部分が一部見受けられたので、それを改めようということですね。

E委員 決定権がないということは、我々委員としても、出席の義務も無ければ、議決権もないわけで、話し合う程度の会議であれば、極端な事を言えば、設置しなくてもいいのではないかと思います。違法な疑いのあった会議について、名称や内容を改正

してまでも継続する必要性があるのかについても怪しいといわざるを得ない。

事務局 これまでの会議についてですが、「食育推進会議」という名称を使用しておりました関係で、食育基本法第33条に抵触してしまうと受け止められてしまう。それは、我々としては、誤解を招いてはいけないということで、今回改正させていただきました。条例に基づく会議でないと言った重みがない、開催する意味がないということですが、名称の変更であるとか、これまで曖昧であった部分を訂正させていただいて、今後ともご意見をいただきたいということで、会議自体の重みを軽くしているというように理解をされてしまうと、今回改正した我々の本意ではないところでございます。引き続き皆さまにはご意見をいただきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

会長 事務局からの説明もありましたように、委員の方々にもご理解願いたいと思っております。

F委員 市の中で、他に名称が変わった会議はございますでしょうか。

事務局 会議については、全庁的な見直しがあり、基準に基づき精査をする指示がありまして、担当課が基準に当てはめ、名称及び内容の見直しをしています。それぞれの具体的な名称は存じておりませんが、今回の見直しで名称が変更になる会議は多く存在すると思われまます。これは次年度に向けた市全体の動きであり、今年度中に各担当部署で作業を進めているところでございます。

C委員 他市で懇談会という名称を使っているところはありますか。

事務局 「食育推進会議」という名称を使用しているところがほとんどであり、例えば、「食育推進懇談会」や「食育懇談会」という名称を使用しているところはほとんどございません。本市の場合でいいますと、全庁的な見直しに伴い、会議の分類基準が示されており、例えば、関係団体との意見交換を内容とした会議については、「懇談会」とするということのように、名称が一定示されておりますので、今回その基準に基づき「吹田市食育懇談会」とさせていただきます。

C委員 懇談会という名称は、一般的で格式もない。吹田市だけが懇談会という名称にしたことに違和感があるんです。曖昧さを取り払うために、名称変更したと言われましたが、逆にもっと曖昧になっているのではないのでしょうか。これは意見として申しておきたい。

会長 協議会とか審議会というのは、全て条例に基づいて設置されているのですか。

事務局 多くの協議会等がございますので、どれが条例に基づいているかいないのかについて

ては、現在資料を持ち合わせておりませんので、具体例をお答えできませんが、条例に基づく会議の方が、数は少ないと認識しています。

会長 今後も他の会議名称が、「懇談会」に変わっていくこともあるわけですね。

F 委員 懇談会について、深く掘り下げていますけれども、吹田市の中で「懇談会」という名称が既に決まっています、それに当てはめていけないといけないのか、もしそうなら、ここで意見を言っても仕方がない。例えばですが、「広報委員会」というものがある、そこでは議決権もない意見交換の会議で、この会議と何ら変わらないんですが、「委員会」という名称が付いています。「懇談会」という名称を辞書で今調べてみましたら、「打ち解けた雰囲気でも和やかに会を進めていく」という定義がされています。もちろん、この会議も、打ち解けた感じで意見交換が行われているので、その定義に当てはまると思いますが、相応しいようで相応しくない気がします。「委員会」という名称にできるのかということなのですが、いかがですか。

事務局 広報委員会については、今のお話を聞きますと、意見を聞く場ということですので、審議会等の見直しの基本方針の中で、意見を聞く場であれば、「委員会」という、名称を使ってはいけないとされており、今後名称は変更されると思います。この場で意見を言っても、既に決まっていることなのかという点ですが、既に決定していることで、今日のご報告でございまして、あくまでご意見をいただいているということになります。

会長 色々な意見がありましたけれども、吹田市としては「懇談会」という名称で継続したいということです。内容については、大きな変更もありませんので、「吹田市食育懇談会」として、今後は運営していくことになります。
次に、案件 2 「平成 24 年度（2012 年度）食育推進事業実施結果について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 <資料に基づき説明>

会長 今の説明に関して、御質問や御意見はございますか。

C 委員 出前ミニ講座については、今後も依頼をすれば来ていただけるのですか。それと子育てサロンの数については、地区福祉委員会は 33 地区ですので、35 団体は間違いではないでしょうか。

事務局 団体数については、こちらで調べさせていただきます。依頼については引き続きお受けします。団体と日程の調整をしたうえで実施させていただきます。今年度実施する際には、事前に昨年 7 月に各地区の委員長会議の場で説明をさせていただきます。

したので、全委員会に周知はできていると思います。

C委員 4月以降、新しい委員が決まりますので、5月以降に改めて説明していただければと思います。

事務局 PRさせていただきます。

G委員 紙芝居の貸出しは、自分たちで実施することもできますか。それとも職員の方に来ていただいて実施もしていただくのですか。

事務局 紙芝居の貸出しのみとなっていますので、実施はしておりません。今年度は、モデル的に、公立幼稚園及び保育園で実施しました。随時幅を広げていこうと思っています。

G委員 小学生の低学年も対象とのことですが。

事務局 3歳からが対象年齢ですが、3歳児では、内容については少し難しい部分もありまして、小学校低学年でも十分活用できると思います。

H委員 坂本先生のお話、一昨年に引き続きということで、一昨年は私も聞かせていただきました。内容的には、今回と違う内容だったのか、同じような内容だったのか。チラシを見せていただいた限りでは同じような内容でしたので。

事務局 一昨年は学齢期を中心とした話、今回は妊娠・乳幼児期ですので、少し小さいお子さんがいる方に多数来ていただきました。一緒に料理をする際のお手伝いであるとか、見守り方についての話がメインであり、前回とはもちろん内容は異なっています。

H委員 チラシでは内容がわからないので、前回行った方に魅力が伝わらなかったのではないかと思います。

会長 同じ講師に依頼するときは、チラシに前回と違う点を少しでも書いておくと良いかもしれません。

事務局 先ほどご指摘いただきました子育てサロンの数としましては、35ということですので。資料では35団体と表現しておりまして、団体という表現がおかしかったかと思いません。失礼しました。

会長 次に、案件3「平成25(2013度)食育推進事業(案)について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

事務局 <資料に基づき説明>

会長 御意見、御質問ございましたらよろしくお願いいたします。
最初に私の方から質問します。募集作品の選定ですが、ア「メタボ対策メニュー」
については、1食分ですよね。イ「簡単スピードメニュー」については、1食分でも
単品でもいいということですね。ウ「わが家伝統の味又は大阪の食材を使ったメ
ニュー」については、健康料理という形になれば1食分になるんでしょうけども、
おやつだけなら単品でもいいということですね。そういう理解でよろしかったで
しょうか。

事務局 ア「メタボ対策メニュー」については、単品であっても1食分であっても、選定基
準の3つうちひとつをクリアしていれば大丈夫と考えます。

会長 メタボ対策メニューについては、単品ではなく1食分でないと成り立たないと思
いますが。
募集要項できっちりと規定しないといけないですね。

事務局 単品か一食分か、要項やチラシの表記を統一し、混乱のないよう定義したいと思
います。

会長 他に質問ございましたらよろしくお願いいたします。

A委員 高年期の出前講座をされるということですが、妊娠・乳幼児期の出前講座も引き続
きされるのですか。

事務局 引き続き実施します。

A委員 紙芝居も引き続き貸し出しされるということですが、大学生対象の講座については
実施するのですか。

事務局 依頼があれば可能な限り実施したいと思いますが、現在のところご依頼はありませ
ん。

A委員 単年度で終わる事業ではなく、効果のある事業、要望のある事業については、引き
続き実施していくということで考えておられるのですね。

会長 他に意見がないようですので、案件4「その他」について、事務局からご説明お願いいたします。

事務局 <資料に基づき説明>

会長 事務局の説明について、何か御質問や御意見はございますか。会議を通しての御質問でも結構です。ないようでしたら、本日の会議はこれで終了といたします。